

表 鹿野川ダム操作細則 対比表 【激特事業完了後】(1/21)

操作細則

操作細則記載例 H13 (ダムの管理例規集 R3)	鹿野川ダム操作細則 (R5. 2)	鹿野川ダム操作細則(案)(激特事業完了後)	摘要
<p>第1章 ダムの運用等</p>	<p>第1章 ダムの運用等</p>	<p>第1章 ダムの運用等</p>	
<p>(通則) 第1条 ○○ダムの操作については、○○ダム操作規則(以下「規則」という。)に定めるほか、この細則の定めるところによる。</p>	<p>(通則) 第1条 鹿野川ダム(以下「ダム」という。)の操作については、鹿野川ダム操作規則(以下「規則」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。</p>	<p>(通則) 第1条 鹿野川ダム(以下「ダム」という。)の操作については、鹿野川ダム操作規則(以下「規則」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。</p>	
<p>(流入量) 第2条 規則第3条に規定する流入量は、規則第5条に規定する水位の上昇又は低下の時間的割合から次式により算出するものとする。 $Q = (V + q) / t$ Q：流入量(単位：立方メートル/秒) t：単位時間(単位：秒) V：単位時間に増減した貯留量(単位：立方メートル) q：単位時間内の積算全放流量(単位：立方メートル)</p>	<p>(流入量) 第2条 規則第3条に規定する流入量は、規則第5条に規定する水位の上昇又は低下の割合から次式により算出するものとする。 $Q = (V + q) / t$ Q：流入量(単位：立方メートル/秒) t：単位時間(単位：秒) V：単位時間に増減した貯留量(単位：立方メートル) q：単位時間内の積算全放流量(単位：立方メートル)</p>	<p>(流入量) 第2条 規則第3条に規定する流入量は、規則第5条に規定する水位の上昇又は低下の割合から次式により算出するものとする。 $Q = (V + q) / t$ Q：流入量(単位：立方メートル/秒) t：単位時間(単位：秒) V：単位時間に増減した貯留量(単位：立方メートル) q：単位時間内の積算全放流量(単位：立方メートル)</p>	<p>[規則第3条：洪水] [規則第5条：水位]</p>
<p>(洪水警戒体制) 第3条 規則第13条第1項第2号に規定する洪水警戒体制は、次の各号の一に該当する場合とする。 一 ○○ダム流域内(以下「流域内」という。)において連続雨量が○○ミリメートルに達したとき。 二 今後、流域内において○時間の雨量が○○ミリメートルを超えると予想される時。 三 流域内において総雨量が○○ミリメートルを超えると予想される時。 四 台風の中心が東経○○○度から○○○度の範囲において、北緯○○度には達したとき。 五 前線の位置が東経○○○度から○○○度の範囲において、北緯○○度には達したとき。 2 ○○ダム管理所長(以下「所長」という。)は、規則第13条の規定により、洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置、その他の必要な事項をあらかじめ定めておかななければならない。</p>	<p>(洪水警戒体制) 第3条 規則第14条第1項第2号に規定する洪水警戒体制を執ることができる場合は、次の各号の一に該当する場合とする。 一 ダムの流域内(以下「流域内」という。)において総雨量が100ミリメートルを超えると予想される時。 二 流域内において前24時間雨量が50ミリメートルに達した後、さらに2時間雨量が20ミリメートルを超えると予想される時。 三 台風の中心が、東経127度から134度までの範囲において、北緯28度には達し、北又は北東に進路をとるとき。 2 肱川ダム統合管理事務所長(以下「所長」という。)は、規則第14条の規定により、洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置、その他の必要な事項をあらかじめ定めておかななければならない。</p>	<p>(洪水警戒体制) 第3条 規則第14条第1項第2号に規定する洪水警戒体制を執ることができる場合は、次の各号の一に該当する場合とする。 一 ダムの流域内(以下「流域内」という。)において総雨量が100ミリメートルを超えると予想される時。 二 流域内において前24時間雨量が50ミリメートルに達した後、さらに2時間雨量が20ミリメートルを超えると予想される時。 三 台風の中心が、東経127度から134度までの範囲において、北緯28度には達し、北又は北東に進路をとるとき。 2 肱川ダム統合管理事務所長(以下「所長」という。)は、規則第14条の規定により、洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置、その他の必要な事項をあらかじめ定めておかななければならない。</p>	<p>[規則第14条：洪水警戒体制]</p>

表 鹿野川ダム操作細則 対比表 【激特事業完了後】(2/21)

操作細則

操作細則記載例 H13 (ダムの管理例規集 R3)	鹿野川ダム操作細則 (R5. 2)	鹿野川ダム操作細則(案)(激特事業完了後)	摘要
<p>(洪水警戒体制時における関係機関への連絡) 第4条 規則第14条第1号に規定する関係機関は、別表第〇に掲げる機関とする。 2 所長は、規則第14条第1号の規定により連絡する内容、時期及び連絡の手段等について、あらかじめ別表第〇に掲げる関係機関と協議しておくものとする。</p>	<p>(洪水警戒体制時における関係機関への連絡) 第4条 規則第15条第1号に規定する関係機関は、別表第1に掲げる機関とする。 2 所長は、規則第15条第1号の規定により連絡する内容、時期及び連絡の手段等について、あらかじめ別表第1に掲げる関係機関と協議しておくものとする。</p>	<p>(洪水警戒体制時における関係機関への連絡) 第4条 規則第15条第一号に規定する関係機関は、別表第1に掲げる機関とする。 2 所長は、規則第15条第一号の規定により連絡する内容、時期及び連絡の手段等について、あらかじめ別表第1に掲げる関係機関と協議しておくものとする。</p>	<p>[規則第15条:洪水警戒体制時における措置]</p>
	<p>(予備放流) 第5条 規則第16条における予備放流は次の各号に定める方法により行うものとする。 一 予備放流中は、常に気象、水象その他の状況に注意し、必要に応じて放流の調整を行い、洪水調節に支障を来さないようにする。 二 所長は、予備放流の開始及び方法について実施要領を定め、四国地方整備局長（以下「局長」という。）に報告するものとする。</p>	<p>(予備放流) 第5条 規則第16条における予備放流は次の各号に定める方法により行うものとする。 一 予備放流中は、常に気象、水象その他の状況に注意し、必要に応じて放流の調整を行い、洪水調節に支障を来さないようにする。 二 所長は、予備放流の開始及び方法について実施要領を定め、四国地方整備局長（以下「局長」という。）に報告するものとする。</p>	<p>[規則第16条:予備放流]</p>
<p>(洪水に達しない流水の調節) 第5条 規則第17条に規定する洪水に達しない流水の調節を行う場合においては、流入量を限度として、ダムから放流を行うものとする。 ただし、規則第13条第1項に規定する洪水警戒体制にある場合においては、規則第15条に規定する洪水調節への円滑な移行ができるよう、その他の場合にあっては、規則第22条規定する流水の正常な機能の維持のための放流及び規則第23条に規定する水道用水の供給のための放流に支障を与えないよう行うものとする。</p>	<p>(洪水に達しない流水の調節) 第6条 規則第19条に規定する洪水に達しない流水の調節を行う場合においては、最大流入量を限度として、ダムから放流を行うものとする。ただし、規則第14条第1項に規定する洪水警戒体制にある場合においては、規則第17条に規定する洪水調節への円滑な移行ができるよう、その他の場合にあっては、規則第25条の規定する流水の正常な機能の維持のための放流に支障を与えないよう行うものとする。</p>	<p>(洪水に達しない流水の調節) 第6条 規則第19条に規定する洪水に達しない流水の調節を行う場合においては、流入量を限度として、ダムから放流を行うものとする。ただし、規則第14条第1項に規定する洪水警戒体制にある場合においては、規則第17条に規定する洪水調節への円滑な移行ができるよう、その他の場合にあっては、規則第25条の規定する流水の正常な機能の維持のための放流に支障を与えないよう行うものとする。</p>	<p>[規則第14条:洪水警戒体制] [規則第17条:洪水調節] [規則第19条:洪水に達しない流水の調節] [規則第25条:流水の正常な機能の維持のための放流]</p>
<p>(特にやむを得ない理由によるダムからの放流) 第6条 規則第19条第1項第5号に規定する特にやむを得ない理由があるときは、次の各号の一に該当する場合とする。 一 ダム本体及び貯水池等について、調査又は補修を行うため必要があるとき。 二 その他特に必要があるとき。</p>	<p>(特にやむを得ない理由によるダムからの放流) 第7条 規則第22条第1項第3号に規定する特にやむを得ない理由があるときは、次の各号の一に該当する場合とする。 一 ダム本体及び貯水池等について、調査又は補修を行うため必要があるとき。 二 その他特に必要があるとき。</p>	<p>(特にやむを得ない理由によるダムからの放流) 第7条 規則第22条第1項第四号に規定する特にやむを得ない理由があるときは、次の各号の一に該当する場合とする。 一 ダム本体及び貯水池等について、調査又は補修を行うため必要があるとき。 二 その他特に必要があるとき。</p>	<p>[規則第22条:貯留された流水を放流することができる場合]</p>

表 鹿野川ダム操作細則 対比表 【激特事業完了後】(3/21)

操作細則

操作細則記載例 H13 (ダムの管理例規集 R3)	鹿野川ダム操作細則 (R5. 2)	鹿野川ダム操作細則(案)(激特事業完了後)	摘要																																																						
<p>(放流の原則)</p> <p>第7条 規則第20条の規定により、ダムから放流を行う場合において、下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとした放流の原則は、次に定める方法を基準とする。</p> <table border="1" data-bbox="181 472 651 699"> <thead> <tr> <th>放流の直前における放流量(Q) (立方メートル/秒)</th> <th>ゲート操作の最小時間 間隔(分)</th> <th>1回の操作における放流量の増加割合 (立方メートル/秒)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>$0 \leq Q < 0$</td> <td>10</td> <td>○以内</td> </tr> <tr> <td>$0 \leq Q < 0$</td> <td>10</td> <td>○以内</td> </tr> <tr> <td>$0 \leq Q < 0$</td> <td>10</td> <td>○以内</td> </tr> <tr> <td>$0 \leq Q \leq 300$</td> <td>10</td> <td>○以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、気象、水象その他の理由により特に必要があると認める場合においては、流入量の時間的な増加割合を限度として放流を行うことができる。</p> <p>2 所長は、気象、水象その他の理由により、ダムによって貯留された流水が、サーチャージ水位を超えると予想される場合、又はダム本体及び貯水池等に異常が生じた場合、その他緊急かつやむを得ない場合においては、前項の規定によらないことができる。</p>	放流の直前における放流量(Q) (立方メートル/秒)	ゲート操作の最小時間 間隔(分)	1回の操作における放流量の増加割合 (立方メートル/秒)	$0 \leq Q < 0$	10	○以内	$0 \leq Q < 0$	10	○以内	$0 \leq Q < 0$	10	○以内	$0 \leq Q \leq 300$	10	○以内	<p>(放流の原則)</p> <p>第8条 規則第23条の規定により、ダムから放流を行う場合において、下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとした放流の原則は、次に定める方法を基準とする。</p> <table border="1" data-bbox="757 472 1296 727"> <thead> <tr> <th>ゲート操作前の放流量(Q) (立方メートル/秒)</th> <th>ゲート操作の最小時間 間隔(分)</th> <th>1回の操作による最大増加放流量(立方メートル/秒)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>$0 \leq Q < 16$</td> <td>10</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>$16 \leq Q < 28$</td> <td>10</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>$28 \leq Q < 34$</td> <td>10</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>$34 \leq Q < 300$</td> <td>5</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>$300 \leq Q < 600$</td> <td>10</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、気象、水象その他の理由により特に必要があると認められる場合においては、流入量の時間的な増加割合を限度として放流を行うことができる。</p> <p>2 所長は、規則第17条第2号の規定により放流を増加する場合、1回当たりの操作による最大増加放流量は、操作開始時が毎秒50立方メートル以内、それ以降は15分ごとに毎秒100立方メートル以内とする。</p> <p>3 所長は、気象、水象その他の理由により、ダム本体又は貯水池等に異常が生じた場合、その他緊急かつやむを得ない場合においては、前1項および前2項の規定によらないことができる。</p> <p>4 所長は、気象、水象その他の理由により、ダムによって貯留された流水が、洪水時最高水位を超えると予想される場合においては、前1項および前2項の規定によらないことができる。</p>	ゲート操作前の放流量(Q) (立方メートル/秒)	ゲート操作の最小時間 間隔(分)	1回の操作による最大増加放流量(立方メートル/秒)	$0 \leq Q < 16$	10	2	$16 \leq Q < 28$	10	3	$28 \leq Q < 34$	10	4	$34 \leq Q < 300$	5	25	$300 \leq Q < 600$	10	50	<p>(放流の原則)</p> <p>第8条 規則第23条の規定により、ダムから放流を行う場合において、下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとした放流の原則は、次に定める方法を基準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1332 472 1872 751"> <thead> <tr> <th>ゲート操作前の放流量(Q) (立方メートル/秒)</th> <th>ゲート操作の最小時間 間隔(分)</th> <th>1回の操作による最大増加放流量(立方メートル/秒)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>$0 \leq Q < 16$</td> <td>10</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>$16 \leq Q < 28$</td> <td>10</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>$28 \leq Q < 34$</td> <td>10</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>$34 \leq Q < 300$</td> <td>5</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>$300 \leq Q < 600$</td> <td>10</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>$600 \leq Q < 1,000$</td> <td>10</td> <td>66</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、気象、水象その他の理由により特に必要があると認められる場合においては、流入量の時間的な増加割合を限度として放流を行うことができる。</p> <p>2 所長は、規則第17条第一号の規定により放流量を増加する場合、貯水位に対応した放流量の上限は別図に定めるとおりとする。</p> <p>3 所長は、規則第17条第三号および第五号の規定により放流量を増加する場合、流入量の時間的な増加割合を上限とする。また、貯水位に対応した放流量の上限は別図に定めるとおりとする。</p> <p>4 所長は、気象、水象その他の理由により、ダム本体又は貯水池等に異常が生じた場合、その他緊急かつやむを得ない場合においては、前1項から前3項の規定によらないことができる。</p> <p>5 所長は、気象、水象その他の理由により、ダムによって貯留された流水が、洪水時最高水位を超えると予想される場合においては、前1項から前3項の規定によらないことができる。</p>	ゲート操作前の放流量(Q) (立方メートル/秒)	ゲート操作の最小時間 間隔(分)	1回の操作による最大増加放流量(立方メートル/秒)	$0 \leq Q < 16$	10	2	$16 \leq Q < 28$	10	3	$28 \leq Q < 34$	10	4	$34 \leq Q < 300$	5	25	$300 \leq Q < 600$	10	50	$600 \leq Q < 1,000$	10	66	<p>[規則第17条:洪水調節] [規則第23条:放流の原則]</p> <p>第3項(洪水時最高水位超過時、堤体等異常時)を第4項(堤体等異常時)、第5項(洪水時最高水位超過時)に分けて記載。</p> <p>ダム放流量 0～34m³/s までは、下流水位上昇速度を30cm/30分以下として設定。</p> <p>増加制限を1,000m³/sに延伸。</p> <p>第2項は洪水調節の増放流(1000m³/s～)フリーフロー時の放流量を別図により設定。</p> <p>第3項は放流量1000 m³/s以上の場合の放流量の増加方法(流入量の時間的な増加割合 or フリーフロー)の設定。</p>
放流の直前における放流量(Q) (立方メートル/秒)	ゲート操作の最小時間 間隔(分)	1回の操作における放流量の増加割合 (立方メートル/秒)																																																							
$0 \leq Q < 0$	10	○以内																																																							
$0 \leq Q < 0$	10	○以内																																																							
$0 \leq Q < 0$	10	○以内																																																							
$0 \leq Q \leq 300$	10	○以内																																																							
ゲート操作前の放流量(Q) (立方メートル/秒)	ゲート操作の最小時間 間隔(分)	1回の操作による最大増加放流量(立方メートル/秒)																																																							
$0 \leq Q < 16$	10	2																																																							
$16 \leq Q < 28$	10	3																																																							
$28 \leq Q < 34$	10	4																																																							
$34 \leq Q < 300$	5	25																																																							
$300 \leq Q < 600$	10	50																																																							
ゲート操作前の放流量(Q) (立方メートル/秒)	ゲート操作の最小時間 間隔(分)	1回の操作による最大増加放流量(立方メートル/秒)																																																							
$0 \leq Q < 16$	10	2																																																							
$16 \leq Q < 28$	10	3																																																							
$28 \leq Q < 34$	10	4																																																							
$34 \leq Q < 300$	5	25																																																							
$300 \leq Q < 600$	10	50																																																							
$600 \leq Q < 1,000$	10	66																																																							

表 鹿野川ダム操作細則 対比表 【激特事業完了後】(4/21)

操作細則

操作細則記載例 H13 (ダムの管理例規集 R3)	鹿野川ダム操作細則 (R5.2)	鹿野川ダム操作細則(案)(激特事業完了後)	摘要
<p>(洪水警戒体制の解除)</p> <p>第 8 条 所長は、流入量が洪水量以下に減少し、気象、水象その他の状況により洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認めるときは、規則第 18 条の規定により洪水警戒体制を解除しなければならない。</p> <p>2 所長は、洪水警戒体制を解除したときは、別表第〇に掲げる関係機関に連絡するものとする。</p>	<p>(洪水警戒体制の解除)</p> <p>第 9 条 所長は、流入量が洪水量以下に減少し、気象、水象その他の状況により洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認めるときは、規則第 20 条の規定により洪水警戒体制を解除しなければならない。</p> <p>2 所長は、洪水警戒体制を解除したときは、別表第 1 に掲げる関係機関に連絡するものとする。</p>	<p>(洪水警戒体制の解除)</p> <p>第 9 条 所長は、流入量が洪水量以下に減少し、気象、水象その他の状況により洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認めるときは、規則第 20 条の規定により洪水警戒体制を解除しなければならない。</p> <p>2 所長は、洪水警戒体制を解除したときは、別表第 1 に掲げる関係機関に連絡するものとする。</p>	<p>[規則第 20 条:洪水警戒体制の解除]</p>
<p>(局長の承認事項)</p> <p>第 9 条 所長は、<u>規則第 8 条</u>、規則第 15 条及び<u>規則第 16 条第 1 項</u>のそれぞれただし書きを適用する場合並びに<u>規則第 16 条第 2 項</u>、<u>規則第 19 条第 1 項第 2 号</u>及び第 7 条第 2 項をそれぞれ適用する場合は、あらかじめ〇〇地方整備局長(以下「局長」という。)の承認を得なければならない。</p>	<p>(局長の承認事項)</p> <p>第 10 条 所長は、規則第 17 条のただし書きを適用する場合及び第 8 条第 3 項又は第 8 条第 4 項を適用する場合は、あらかじめ局長の承認を得なければならない。</p>	<p>(局長の承認事項)</p> <p>第 10 条 所長は、規則第 17 条のただし書きを適用する場合及び第 8 条第 4 項又は第 8 条第 5 項を適用する場合は、あらかじめ局長の承認を得なければならない。</p>	<p>[規則第 17 条:洪水調節(ただし書き操作)]</p> <p>[細則第 8 条:放流の原則]</p>

表 鹿野川ダム操作細則 対比表 【激特事業完了後】(5/21)

操作細則

操作細則記載例 H13 (ダムの管理例規集 R3)	鹿野川ダム操作細則 (R5. 2)	鹿野川ダム操作細則(案)(激特事業完了後)	摘要
<p>第2章 危害防止措置等</p> <p>(放流に関する通知等を行う場合)</p> <p>第10条 所長は、次の各号の一に該当する場合には、規則第25条の規定により関係機関に通知するとともに、一般への周知を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 コンジットゲートから放流を開始するとき。 二 クレストゲートから放流を開始するとき。 三 第7条第1項に規定する基準を超えて放流するとき。 四 第7条第2項の規定により放流を行う場合において、下流に急激な水位の変動を生じると予想される時。 五 その他、下流に急激な水位の変動を生じると予想される時。 	<p>第2章 危害防止措置等</p> <p>(放流に関する通知等を行う場合)</p> <p>第11条 所長は、次の各号の一に該当する場合には、規則第27条の規定により関係機関に通知するとともに、一般への周知を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 トンネル洪水吐ゲート又はクレストゲートから放流を開始するとき。ただし、肱川発電所の代替放流を行う場合においては、この限りでない。 二 第8条第1項に規定する基準を超えて放流するとき。 三 第8条第3項の規定により放流を行う場合において、下流に急激な水位の変動を生じると予想される時。 四 第8条第4項の規定により放流を行う場合において、下流に急激な水位の変動を生じると予想される時。 五 その他、下流に急激な水位の変動を生じると予想される時。 	<p>第2章 危害防止措置等</p> <p>(放流に関する通知等を行う場合)</p> <p>第11条 所長は、次の各号の一に該当する場合には、規則第27条の規定により関係機関に通知するとともに、一般への周知を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 トンネル洪水吐ゲート又はクレストゲートから放流を開始するとき。ただし、肱川発電所の代替放流を行う場合においては、この限りでない。 二 第8条第1項に規定する基準を超えて放流するとき。 三 第8条第4項の規定により放流を行う場合において、下流に急激な水位の変動を生じると予想される時。 四 第8条第5項の規定により放流を行う場合において、下流に急激な水位の変動を生じると予想される時。 五 その他、下流に急激な水位の変動を生じると予想される時。 	<p>警報については、河川法第48条、同法施行令第31条において既に定められており、本条は通知先、通知時期を規定している。</p> <p>[規則第27条:放流に関する通知等]</p> <p>[細則第9条:放流の原則]</p>
<p>(放流に関する通知等を行う範囲)</p> <p>第11条 規則第25条に規定する通知すべき関係機関は、別表第〇に掲げる機関とする。</p> <p>2 規則第25条に規定する一般に周知させるため必要な措置は、次の各号の一に示す範囲とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 前条第1号及び第3号に規定する場合においては、〇〇警報所より〇〇警報所までの区間について行うものとする。 二 前条第2号及び第4号並びに第5号に規定する場合においては、〇〇警報所より〇〇警報所までの区間について行うものとする。 	<p>(放流に関する通知等を行う範囲)</p> <p>第12条 規則第27条に規定する通知すべき関係機関は、別表第1に掲げる機関とする。</p> <p>2 規則第27条に規定する一般に周知させるため必要な措置は、ダムから新長浜大橋の区間について行うものとする。</p>	<p>(放流に関する通知等を行う範囲)</p> <p>第12条 規則第27条に規定する通知すべき関係機関は、別表第1に掲げる機関とする。</p> <p>2 規則第27条に規定する一般に周知させるため必要な措置は、ダムから新長浜大橋の区間について行うものとする。</p>	<p>[規則第27条:放流に関する通知等]</p>

表 鹿野川ダム操作細則 対比表 【激特事業完了後】(6/21)

操作細則

操作細則記載例 H13 (ダムの管理例規集 R3)	鹿野川ダム操作細則 (R5. 2)	鹿野川ダム操作細則(案)(激特事業完了後)	摘要
<p>(放流に関する通知等の方法)</p> <p>第 12 条 規則第 25 条に規定する放流に関する通知等は、次の各号に定める方法により行うものとする。</p> <p>一 関係機関に対する通知は、第 10 条に規定する放流を開始する約 1 時間前に行うものとする。</p> <p>二 一般に周知させるため必要な措置は、別表第〇に掲げる警報所により行うものとする。</p> <p>イ ダムに設置されたサイレンの吹鳴は、第 7 条第 2 項及び第 10 条に規定する放流を行う約 30 分前に行うものとする。</p> <p>ロ ダム以外の警報所のサイレンもしくはスピーカー(擬似音によるもの)の吹鳴は、各警報所地点の水位が上昇すると予想される約 30 分前に行うものとする。</p> <p>ハ イ、ロに規定する措置のほか、警報車による下流の巡視を行うものとする。</p> <p>ニ サイレンもしくは擬似音による吹鳴の方法は、次に定める方法によるものとする。</p> <p style="text-align: center;"> <u>吹 鳴</u> <u>休 止</u> <u>吹 鳴</u> 約 1 分 約 10 秒 約 1 分 </p> <p>(上記を 3 回繰り返し)</p>	<p>(放流に関する通知等の方法)</p> <p>第 13 条 規則第 27 条に規定する放流に関する通知等は、次の各号に定める方法により行うものとする。</p> <p>一 関係機関に対する通知は、第 11 条に規定する放流を開始する約 1 時間前に行うものとする。</p> <p>二 第 11 条第 4 号に関する関係機関に関する通知は、前号に加えて別表第 1 に掲げる関係機関に対し、放流を開始する約 3 時間前に行うものとする。</p> <p>三 第 11 条第 1 号から第 3 号及び第 11 条第 5 号に関する一般に周知させるため必要な措置は、別表第 2 に掲げる警報所等により行うものとする。</p> <p>イ ダムに設置されたサイレン又はサイレン疑似音の吹鳴は、放流を開始する約 1 時間前及び直前に吹鳴するものとする。</p> <p>ロ ダム以外に設置されたサイレン又はサイレン疑似音の吹鳴は、放流を開始する約 1 時間前に約 5 分間吹鳴するものとする。</p> <p>ハ イ及びロの場合において、サイレン又はサイレン疑似音の吹鳴前に拡声機により放送を行うものとする。</p> <p>二 一般に対する警報車による警報は、各地点の水位が上昇する前に行うものとする。</p> <p>ホ 各警報所等のサイレン又はサイレン疑似音の吹鳴は、次に定める方法により行うものとし、サイレン又はサイレン疑似音の吹鳴前に拡声機で警報を一般に周知させるものとする。</p> <p style="text-align: center;"> <u>吹 鳴</u> <u>休 止</u> <u>吹 鳴</u> <u>休 止</u> <u>吹 鳴</u> <u>休 止</u> <u>吹 鳴</u> <u>休 止</u> <u>吹 鳴</u> <u>休 止</u> <u>吹 鳴</u> </p> <p style="text-align: center;">約 1 分 10 秒 約 1 分 10 秒 約 1 分 10 秒 約 1 分 10 秒 約 1 分</p> <p>ヘ 警報車による警報は、警報車に設置したスピーカーにより、放流開始時刻、最大放流量などを一般に周知させるものとする。</p>	<p>(放流に関する通知等の方法)</p> <p>第 13 条 規則第 27 条に規定する放流に関する通知等は、次の各号に定める方法により行うものとする。</p> <p>一 関係機関に対する通知は、第 11 条に規定する放流を開始する約 1 時間前に行うものとする。</p> <p>二 第 11 条第 4 号に関する関係機関に関する通知は、前号に加えて別表第 1 に掲げる関係機関に対し、放流を開始する約 3 時間前に行うものとする。</p> <p>三 第 11 条第 1 号から第 3 号及び第 11 条第 5 号に関する一般に周知させるため必要な措置は、別表第 2 に掲げる警報所等により行うものとする。</p> <p>イ ダムに設置されたサイレン又はサイレン疑似音の吹鳴は、放流を開始する約 1 時間前及び直前に吹鳴するものとする。</p> <p>ロ ダム以外に設置されたサイレン又はサイレン疑似音の吹鳴は、放流を開始する約 1 時間前に約 5 分間吹鳴するものとする。</p> <p>ハ イ及びロの場合において、サイレン又はサイレン疑似音の吹鳴前に拡声機により放送を行うものとする。</p> <p>二 一般に対する警報車による警報は、各地点の水位が上昇する前に行うものとする。</p> <p>ホ 各警報所等のサイレン又はサイレン疑似音の吹鳴は、次に定める方法により行うものとし、サイレン又はサイレン疑似音の吹鳴前に拡声機で警報を一般に周知させるものとする。</p> <p style="text-align: center;"> <u>吹 鳴</u> <u>休 止</u> <u>吹 鳴</u> <u>休 止</u> <u>吹 鳴</u> <u>休 止</u> <u>吹 鳴</u> <u>休 止</u> <u>吹 鳴</u> <u>休 止</u> <u>吹 鳴</u> </p> <p style="text-align: center;">約 1 分 10 秒 約 1 分 10 秒 約 1 分 10 秒 約 1 分 10 秒 約 1 分</p> <p>ヘ 警報車による警報は、警報車に設置したスピーカーにより、放流開始時刻、最大放流量などを一般に周知させるものとする。</p>	<p>関係機関への連絡は、河川法第 46 条(ダムの操作状況の通報等)、ダムからの放流警報に関しては、河川法第 48 条(危害防止のための措置)で規定されている。</p> <p>[規則第 27 条:放流に関する通知等]</p> <p>[細則第 11 条:放流に関する通知等を行う範囲]</p>

表 鹿野川ダム操作細則 対比表 【激特事業完了後】(7/21)

操作細則

操作細則記載例 H13 (ダムの管理例規集 R3)	鹿野川ダム操作細則 (R5. 2)	鹿野川ダム操作細則(案)(激特事業完了後)	摘要												
	<p>四 第 11 条第 4 号に関する一般に周知させるため必要な措置は、別表第 2 に掲げる警報所等により行うものとする。</p> <p>イ ダムに設置されたサイレン又はサイレン疑似音の吹鳴は、放流を開始する約 3 時間前及び約 1 時間前並びに直前に吹鳴するものとする。</p> <p>ロ ダム以外に設置されたサイレン又はサイレン疑似音の吹鳴は、放流を開始する約 3 時間前及び約 1 時間前に吹鳴するものとする。</p> <p>ハ 一般に対する警報車による警報は、各地点の水位が上昇する前に行うものとする。</p> <p>ニ 各警報所等のサイレン又はサイレン疑似音の吹鳴は、次に定める方法により行うものとし、サイレン又はサイレン疑似音の吹鳴前に拡声機で警報を一般に周知させるものとする。</p> <p style="text-align: center;"> <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">吹</td> <td style="text-align: center;">鳴</td> <td style="text-align: center;">休止</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10 秒</td> <td style="text-align: center;">5 秒</td> <td></td> </tr> </table> (上記を 15 回繰り返し 2 回行う) </p> <p>ホ 警報車による警報は、警報車に設置したスピーカーにより、放流開始時刻、最大放流量などを一般に周知させるものとする。</p>	吹	鳴	休止	10 秒	5 秒		<p>四 第 11 条第4号に関する一般に周知させるため必要な措置は、別表第 2 に掲げる警報所等により行うものとする。</p> <p>イ ダムに設置されたサイレン又はサイレン疑似音の吹鳴は、放流を開始する約 3 時間前及び約 1 時間前並びに直前に吹鳴するものとする。</p> <p>ロ ダム以外に設置されたサイレン又はサイレン疑似音の吹鳴は、放流を開始する約 3 時間前及び約 1 時間前に吹鳴するものとする。</p> <p>ハ 一般に対する警報車による警報は、各地点の水位が上昇する前に行うものとする。</p> <p>ニ 各警報所等のサイレン又はサイレン疑似音の吹鳴は、次に定める方法により行うものとし、サイレン又はサイレン疑似音の吹鳴前に拡声機で警報を一般に周知させるものとする。</p> <p style="text-align: center;"> <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">吹</td> <td style="text-align: center;">鳴</td> <td style="text-align: center;">休止</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10 秒</td> <td style="text-align: center;">5 秒</td> <td></td> </tr> </table> (上記を 15 回繰り返し 2 回行う) </p> <p>ホ 警報車による警報は、警報車に設置したスピーカーにより、放流開始時刻、最大放流量などを一般に周知させるものとする。</p>	吹	鳴	休止	10 秒	5 秒		
吹	鳴	休止													
10 秒	5 秒														
吹	鳴	休止													
10 秒	5 秒														
<p>(放流に関する通知等の内容)</p> <p>第 13 条 前条第 1 号に規定する通知は、放流する日時のほか、放流量又は放流により上昇する下流の水位の見込みを示して行うものとする。</p>	<p>(放流に関する通知等の内容)</p> <p>第 14 条 前条 1 号及び 2 号に規定する通知は、放流する日時のほか、放流量の見込みを示して行うものとする。</p>	<p>(放流に関する通知等の内容)</p> <p>第 14 条 前条一号及び二号に規定する通知は、放流する日時のほか、放流量の見込みを示して行うものとする。</p>													

表 鹿野川ダム操作細則 対比表 【激特事業完了後】(8/21)

操作細則

操作細則記載例 H13 (ダムの管理例規集 R3)	鹿野川ダム操作細則 (R5.2)	鹿野川ダム操作細則(案)(激特事業完了後)	摘要
<p>第3章 ゲート等操作の方法</p>	<p>第3章 ゲート等操作の方法</p>	<p>第3章 ゲート等操作の方法</p>	
<p>(ゲート及びバルブの名称)</p> <p>第14条 コンジットゲートの名称は、次の各号のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 コンジットゲートは、下流側にあるものをコンジットゲート、上流側にあるものをコンジット予備ゲートという。 二 コンジットゲートは、左岸側からコンジット1号ゲート、コンジット2号ゲートという。 三 コンジット予備ゲートは、左岸側からコンジット予備1号ゲート及びコンジット予備2号ゲートという。 <p>2 クレストゲートの名称は、左岸側からクレスト1号ゲート、クレスト2号ゲートという。</p> <p>3 ダム本体上流側にあり、選択取水を行うためのゲートを取水ゲートという。</p> <p>4 利水放流管バルブは、左岸側にあるものから主管バルブ及び分岐管バルブという。</p> <p>5 利水放流管予備バルブは、左岸側にあるものから主管予備バルブ及び分岐管予備バルブという。</p>	<p>(ゲート及びバルブの名称)</p> <p>第15条 トンネル洪水吐ゲートの名称は、次の各号のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 トンネル洪水吐ゲートは、下流側にあるものから順に、吐口主ゲート、吐口副ゲート、呑口ゲートという。 二 吐口主ゲート、吐口副ゲートは、それぞれ左岸側から吐口1号主ゲート、吐口1号副ゲート、吐口2号主ゲート、吐口2号副ゲートという。 <p>2 クレストゲートの名称は、左岸側にあるものから順にクレスト1号ゲート、クレスト2号ゲート、クレスト3号ゲート、クレスト4号ゲートという。</p> <p>3 ダム本体上流側にあり、選択取水を行うためのゲートを取水ゲートという。</p> <p>4 バルブは、左岸側にあるものから低水放流バルブ、放水バルブという。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 低水放流バルブは、下流側にあるものを低水放流主バルブ、上流側にあるものを低水放流予備ゲートという。 二 放水バルブは下流側にあるものを放水主バルブ、上流側にあるものを放水副バルブという。 	<p>(ゲート及びバルブの名称)</p> <p>第15条 トンネル洪水吐ゲートの名称は、次の各号のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 トンネル洪水吐ゲートは、下流側にあるものから順に、吐口主ゲート、吐口副ゲート、呑口ゲートという。 二 吐口主ゲート、吐口副ゲートは、それぞれ左岸側から吐口1号主ゲート、吐口1号副ゲート、吐口2号主ゲート、吐口2号副ゲートという。 <p>2 クレストゲートの名称は、左岸側にあるものから順にクレスト1号ゲート、クレスト2号ゲート、クレスト3号ゲート、クレスト4号ゲートという。</p> <p>3 ダム本体上流側にあり、選択取水を行うためのゲートを取水ゲートという。</p> <p>4 バルブは、左岸側にあるものから低水放流バルブ、放水バルブという。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 低水放流バルブは、下流側にあるものを低水放流主バルブ、上流側にあるものを低水放流予備ゲートという。 二 放水バルブは下流側にあるものを放水主バルブ、上流側にあるものを放水副バルブという。 	

表 鹿野川ダム操作細則 対比表 【激特事業完了後】(9/21)

操作細則

操作細則記載例 H13 (ダムの管理例規集 R3)	鹿野川ダム操作細則 (R5.2)	鹿野川ダム操作細則(案)(激特事業完了後)	摘要
<p>(コンジットゲート及びコンジット予備ゲートの操作)</p> <p>第 15 条 コンジットゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉塞しておくものとする。</p> <p>一 規則第 6 条、規則第 7 条、規則第 8 条、規則第 15 条、規則第 16 条、規則第 17 条及び規則第 19 条の各号の一に該当する場合において、ダムから放流を行うとき。</p> <p>二 その他、特に必要があるとき。</p> <p>2 コンジット予備ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。</p> <p>一 規則第 19 条第 2 号の規定により、ゲートの点検又は整備を行う必要があるとき。</p> <p>二 その他、特に必要があるとき。</p>	<p>(トンネル洪水吐ゲートの操作)</p> <p>第 16 条 吐口主ゲート及び呑ロゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉塞しておくものとする。</p> <p>一 規則第 6 条、規則第 7 条、規則第 8 条、規則第 16 条、規則第 17 条、規則第 18 条、規則第 19 条及び規則第 22 条の各号の一に該当する場合において、ダムから放流を行うとき。</p> <p>二 その他、特に必要があるとき。</p> <p>2 吐口副ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に開放しておくものとする。</p> <p>一 規則第 22 条第 1 項第 2 号の規定により、ゲートの点検又は整備を行う必要があるとき。</p> <p>二 その他、特に必要があるとき。</p>	<p>(トンネル洪水吐ゲートの操作)</p> <p>第 16 条 吐口主ゲート及び呑ロゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉塞しておくものとする。</p> <p>一 規則第 6 条、規則第 7 条、規則第 8 条、規則第 16 条、規則第 17 条、規則第 18 条、規則第 19 条及び規則第 22 条の各号の一に該当する場合において、ダムから放流を行うとき。</p> <p>二 その他、特に必要があるとき。</p> <p>2 吐口副ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に開放しておくものとする。</p> <p>一 規則第 22 条第 1 項第 三号の規定により、ゲートの点検又は整備を行う必要があるとき。</p> <p>二 その他、特に必要があるとき。</p>	<p>[規則第 6 条：平常時最高水位]</p> <p>[規則第 7 条：洪水時最高水位]</p> <p>[規則第 8 条：洪水貯留準備水位]</p> <p>[規則第 16 条：予備放流]</p> <p>[規則第 17 条：洪水調節]</p> <p>[規則第 18 条：洪水調節等の後における水位の低下]</p> <p>[規則第 19 条：洪水に達しない流水の調節]</p> <p>[規則第 22 条：貯留された流水を放流することができる場合]</p>

表 鹿野川ダム操作細則 対比表 【激特事業完了後】(10/21)

操作細則

操作細則記載例 H13 (ダムの管理例規集 R3)	鹿野川ダム操作細則 (R5. 2)	鹿野川ダム操作細則(案)(激特事業完了後)	摘要
<p>(コンジットゲート及びコンジット予備ゲートの操作方法)</p> <p>第 16 条 コンジットゲートを操作する場合には、規則第 19 条第 2 号に規定する場合を除き、原則として次の各号の定めによらなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 コンジットゲートの操作は、コンジット 1 号ゲート、コンジット 2 号ゲートの順に開くものとし、閉じるときはその逆の順序で操作するものとする。 二 コンジットゲート各門の開度の差は、〇〇センチメートル以内とする。 三 コンジットゲートの開閉時における最小開度は、〇〇センチメートルとする。 <p>2 コンジット予備ゲートを操作する場合には、規則第 19 条第 2 号に規定する場合を除き、原則として次の各号の定めによらなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 コンジット予備ゲートは、常に全開又は全閉するものとし、半開の状態に置いてはならない。 二 コンジット予備ゲートを全開する場合には、コンジットゲートをあらかじめ全閉し、水圧の平衡を保ったのち操作するものとする。 三 コンジット予備ゲートを全閉する場合には、緊急やむを得ない場合を除き、コンジットゲートを全閉したのちに操作するものとする。 四 コンジット予備ゲートは、操作の必要がなくなった場合においては、速やかに所定の位置に格納するものとする。 	<p>(トンネル洪水吐ゲートの操作方法)</p> <p>第 17 条 吐口主ゲートを操作する場合には、規則第 22 条第 1 項第 2 号に規定する場合を除き、原則として次の各号の定めによらなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 吐口主ゲートの操作は、吐口 1 号主ゲート、吐口 2 号主ゲートの順に開くものとし、閉じるときはその逆の順序で操作するものとする。 二 吐口主ゲートの操作 1 回当たりの開度は 50 センチメートル以内とし、各門の開度の差は、1 メートル以内とする。 三 吐口主ゲートの開閉時における最小開度は、10 センチメートルとする。 四 吐口主ゲートの操作は、緊急やむを得ない場合を除き、同条第 3 項第 2 号の規定に基づき呑口ゲートを全開とした後に行う。 <p>2 吐口副ゲートを操作する場合には、規則第 22 条第 1 項第 2 号に規定する場合を除き、原則として次の各号の定めによらなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 吐口副ゲートは、常に全開又は全閉するものとし、半開の状態に置いてはならない。 二 吐口副ゲートを全閉する場合には、緊急やむを得ない場合を除き、吐口主ゲートを全閉したのちに操作するものとする。 三 吐口副ゲートを全開する場合には、呑口ゲートを全開して、吐口主ゲートを全閉して水圧の平衡を保ったのち、または、呑口ゲートを全閉して、トンネル内を排水した後に操作するものとする。 四 吐口副ゲートは、操作の必要がなくなった場合においては、速やかに所定の位置に格納するものとする。 <p>3 呑口ゲートを操作する場合には、規則第 22 条第 1 項第 2 号に規定する場合を除き、原則として次の各号の定めによらなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 呑口ゲートは、常に全開又は全閉するものとし、 	<p>(トンネル洪水吐ゲートの操作方法)</p> <p>第 17 条 吐口主ゲートを操作する場合には、規則第 22 条第 1 項第 3 号に規定する場合を除き、原則として次の各号の定めによらなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 吐口主ゲートの操作は、吐口 1 号主ゲート、吐口 2 号主ゲートの順に開くものとし、閉じるときはその逆の順序で操作するものとする。 二 吐口主ゲートの操作 1 回当たりの開度は 50 センチメートル以内とし、各門の開度の差は、1 メートル以内とする。 三 吐口主ゲートの開閉時における最小開度は、10 センチメートルとする。 四 吐口主ゲートの操作は、緊急やむを得ない場合を除き、同条第 3 項第 2 号の規定に基づき呑口ゲートを全開とした後に行う。 <p>2 吐口副ゲートを操作する場合には、規則第 22 条第 1 項第 3 号に規定する場合を除き、原則として次の各号の定めによらなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 吐口副ゲートは、常に全開又は全閉するものとし、半開の状態に置いてはならない。 二 吐口副ゲートを全閉する場合には、緊急やむを得ない場合を除き、吐口主ゲートを全閉したのちに操作するものとする。 三 吐口副ゲートを全開する場合には、呑口ゲートを全開して、吐口主ゲートを全閉して水圧の平衡を保ったのち、または、呑口ゲートを全閉して、トンネル内を排水した後に操作するものとする。 四 吐口副ゲートは、操作の必要がなくなった場合においては、速やかに所定の位置に格納するものとする。 <p>3 呑口ゲートを操作する場合には、規則第 22 条第 1 項第 3 号に規定する場合を除き、原則として次の各号の定めによらなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 呑口ゲートは、常に全開又は全閉するものとし、 	<p>[規則第 22 条:貯留された流水を放流することができる場合]</p>

表 鹿野川ダム操作細則 対比表 【激特事業完了後】(11/21)

操作細則

操作細則記載例 H13 (ダムの管理例規集 R3)	鹿野川ダム操作細則 (R5.2)	鹿野川ダム操作細則(案)(激特事業完了後)	摘要
	<p>半開の状態に置いてはならない。</p> <p>二 呑口ゲートを全開する場合においては、吐口主ゲートまたは吐口副ゲートをあらかじめ全閉し、トンネル内への充水を完了したのち操作するものとする。</p> <p>三 呑口ゲートを全閉する場合においては、緊急やむを得ない場合を除き、吐口主ゲートまたは吐口副ゲートを全閉したのちに操作するものとする。</p>	<p>半開の状態に置いてはならない。</p> <p>二 呑口ゲートを全開する場合においては、吐口主ゲートまたは吐口副ゲートをあらかじめ全閉し、トンネル内への充水を完了したのち操作するものとする。</p> <p>三 呑口ゲートを全閉する場合においては、緊急やむを得ない場合を除き、吐口主ゲートまたは吐口副ゲートを全閉したのちに操作するものとする。</p>	
<p>(クレストゲートの操作)</p> <p>第17条 クレストゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉塞しておくものとする。</p> <p>一 規則第15条のただし書きにより操作を行うとき。</p> <p>二 規則第19条第2号の規定によりクレストゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。</p> <p>三 その他、特に必要があるとき。</p>	<p>(クレストゲートの操作)</p> <p>第18条 クレストゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉塞しておくものとする。</p> <p>一 規則第6条、規則第7条、規則第8条、規則第17条、規則第18条及び規則第19条により操作を行うとき。</p> <p>二 規則第22条各号のいずれかに該当する場合においてダムから放流を行うとき。</p> <p>三 その他、特に必要があるとき。</p>	<p>(クレストゲートの操作)</p> <p>第18条 クレストゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉塞しておくものとする。</p> <p>一 規則第6条、規則第7条、規則第8条、規則第17条、規則第18条及び規則第19条により操作を行うとき。</p> <p>二 規則第22条各号のいずれかに該当する場合においてダムから放流を行うとき。</p> <p>三 その他、特に必要があるとき。</p>	<p>[規則第6条：平常時最高貯水位]</p> <p>[規則第7条：洪水時最高水位]</p> <p>[規則第8条：洪水貯留準備水位]</p> <p>[規則第17条：洪水調節]</p> <p>[規則第18条：洪水調節等の後における水位の低下]</p> <p>[規則第19条：洪水に達しない流水の調節]</p> <p>[規則第22条：貯留された流水を放流することができる場合]</p>

表 鹿野川ダム操作細則 対比表 【激特事業完了後】(12/21)

操作細則

操作細則記載例 H13 (ダムの管理例規集 R3)	鹿野川ダム操作細則 (R5.2)	鹿野川ダム操作細則(案)(激特事業完了後)	摘要
<p>(クレストゲート操作の方法)</p> <p>第18条 クレストゲートを操作する場合には、規則第19条第2号に規定する場合を除き、原則として、次の各号の定めによらなければならない。</p> <p>一 クレストゲートの操作は、クレスト1号ゲート、クレスト2号ゲートの順に開くものとし、閉じるときはその逆の順序で操作するものとする。</p> <p>二 クレストゲート各門の開度の差は、〇〇センチメートル以内とする。</p> <p>三 クレストゲートの開閉時における最小開度は、〇〇センチメートルとする。</p>	<p>(クレストゲートの操作方法)</p> <p>第19条 クレストゲートを操作する場合には、規則第22条第1項第2号に規定する場合を除き、原則として、次の各号の定めによらなければならない。</p> <p>一 開くときはクレスト2号ゲート、クレスト3号ゲート、クレスト4号ゲート、クレスト1号ゲートの順に、閉じるときはその逆順に操作するものとする。</p> <p>二 クレストゲートの操作1回当たりの開度は50センチメートル以内とし、各ゲート相互間において1メートル以上の開差をつけてはならない。</p> <p>三 クレストゲートの開閉時における最小開度は、5センチメートルとする。</p>	<p>(クレストゲートの操作方法)</p> <p>第19条 クレストゲートを操作する場合には、規則第22条第1項第三号に規定する場合を除き、原則として、次の各号の定めによらなければならない。</p> <p>一 開くときはクレスト2号ゲート、クレスト3号ゲート、クレスト4号ゲート、クレスト1号ゲートの順に、閉じるときはその逆順に操作するものとする。</p> <p>二 クレストゲートの操作1回当たりの開度は50センチメートル以内とし、各ゲート相互間において1メートル以上の開差をつけてはならない。</p> <p>三 クレストゲートの開閉時における最小開度は、5センチメートルとする。</p>	<p>[規則第22条:貯留された流水を放流することができる場合]</p>
	<p>(放水バルブの操作)</p> <p>第20条 放水主バルブは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉塞しておくものとする。</p> <p>一 規則第22条第1項第2号の規定により放水バルブの点検又は整備を行うため特に必要があるとき。</p> <p>二 その他必要があるとき。</p> <p>2 放水副バルブは、次の各号に掲げる場合を除き、常に開放しておくものとする。</p> <p>一 規則第22条第1項第2号の規定により放水バルブの点検又は整備を行うため特に必要があるとき。</p> <p>二 その他必要があるとき。</p>	<p>(放水バルブの操作)</p> <p>第20条 放水主バルブは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉塞しておくものとする。</p> <p>一 規則第22条第1項第三号の規定により放水バルブの点検又は整備を行うため特に必要があるとき。</p> <p>二 その他必要があるとき。</p> <p>2 放水副バルブは、次の各号に掲げる場合を除き、常に開放しておくものとする。</p> <p>一 規則第22条第1項第三号の規定により放水バルブの点検又は整備を行うため特に必要があるとき。</p> <p>二 その他必要があるとき。</p>	<p>[規則第22条:貯留された流水を放流することができる場合]</p>

表 鹿野川ダム操作細則 対比表 【激特事業完了後】(13/21)

操作細則

操作細則記載例 H13 (ダムの管理例規集 R3)	鹿野川ダム操作細則 (R5.2)	鹿野川ダム操作細則(案)(激特事業完了後)	摘要
	<p>(放水バルブの操作方法)</p> <p>第 21 条 放水バルブの操作は、原則として放水主バルブの操作により行うものとする。</p> <p>2 放水主バルブの操作に当たっては、常に全開又は全閉するものとし、半開の状態に置いてはならない。</p> <p>3 放水副バルブを操作する必要がある場合においては、放水主バルブと放水副バルブとの中間に満水させた後これを操作するものとする。</p>	<p>(放水バルブの操作方法)</p> <p>第 21 条 放水バルブの操作は、原則として放水主バルブの操作により行うものとする。</p> <p>2 放水主バルブの操作に当たっては、常に全開又は全閉するものとし、半開の状態に置いてはならない。</p> <p>3 放水副バルブを操作する必要がある場合においては、放水主バルブと放水副バルブとの中間に満水させた後これを操作するものとする。</p>	
<p>(主管バルブ及び分岐管バルブの操作)</p> <p>第 19 条 主管バルブ及び分岐管バルブは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉塞しておくものとする。</p> <p>一 規則第 6 条、規則第 8 条、規則第 16 条、規則第 17 条、規則第 19 条の各号の一、規則第 22 条及び規則第 23 条に該当する場合において、ダムから放流を行うとき。</p> <p>二 その他、必要があるとき。</p>	<p>(低水放流主バルブの操作)</p> <p>第 22 条 低水放流主バルブは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉塞しておくものとする。</p> <p>一 規則第 6 条、規則第 7 条、規則第 8 条、規則第 16 条、規則第 17 条、規則第 18 条、規則第 19 条、規則第 22 条の各号の一及び規則第 25 条に該当する場合において、ダムから放流を行うとき。</p> <p>二 その他、必要があるとき。</p>	<p>(低水放流主バルブの操作)</p> <p>第 22 条 低水放流主バルブは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉塞しておくものとする。</p> <p>一 規則第 6 条、規則第 7 条、規則第 8 条、規則第 16 条、規則第 17 条、規則第 18 条、規則第 19 条、規則第 22 条の各号の一及び規則第 25 条に該当する場合において、ダムから放流を行うとき。</p> <p>二 その他、必要があるとき。</p>	<p>[規則第 6 条：平常時最高水位]</p> <p>[規則第 7 条：洪水時最高水位]</p> <p>[規則第 8 条：洪水貯留準備水位]</p> <p>[規則第 16 条：予備放流]</p> <p>[規則第 17 条：洪水調節]</p> <p>[規則第 18 条：洪水調節等の後における水位の低下]</p> <p>[規則第 19 条：洪水に達しない流水の調節]</p> <p>[規則第 22 条：貯留された流水を放流することができる場合]</p> <p>[規則第 25 条：流水の正常な機能の維持のための放流]</p>

表 鹿野川ダム操作細則 対比表 【激特事業完了後】(14/21)

操作細則

操作細則記載例 H13 (ダムの管理例規集 R3)	鹿野川ダム操作細則 (R5.2)	鹿野川ダム操作細則(案)(激特事業完了後)	摘要
<p>(主管予備バルブ及び分岐管予備バルブの操作)</p> <p>第 20 条 主管予備バルブ及び分岐管予備バルブは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。</p> <p>一 規則第 19 条第 2 号の規定により主管バルブ及び分岐管バルブ並びに主管予備バルブ及び分岐管予備バルブの点検又は整備を行う必要があるとき。</p> <p>二 その他、必要があるとき。</p> <p>2 主管予備バルブ及び分岐管予備バルブは、常に全開又は全閉するものとし、半開の状態に置いてはならない。</p>	<p>(低水放流予備ゲートの操作)</p> <p>第 23 条 低水放流予備ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に開放しておくものとする。</p> <p>一 規則第 22 条第 1 項第 2 号の規定により低水放流主バルブ及び放流管の点検又は整備を行う必要があるとき。</p> <p>二 その他、必要があるとき。</p> <p>2 低水放流予備ゲートは、常に開放又は閉塞するものとし、半開の状態に置いてはならない。</p> <p>3 低水放流予備ゲートを操作する場合には、低水放流主バルブと低水放流予備ゲートとの中間に満水させた後これを操作するものとする。</p>	<p>(低水放流予備ゲートの操作)</p> <p>第 23 条 低水放流予備ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に開放しておくものとする。</p> <p>一 規則第 22 条第 1 項第三号の規定により低水放流主バルブ及び放流管の点検又は整備を行う必要があるとき。</p> <p>二 その他、必要があるとき。</p> <p>2 低水放流予備ゲートは、常に開放又は閉塞するものとし、半開の状態に置いてはならない。</p> <p>3 低水放流予備ゲートを操作する場合には、低水放流主バルブと低水放流予備ゲートとの中間に満水させた後これを操作するものとする。</p>	<p>[規則第 22 条:貯留された流水を放流することができる場合]</p>
<p>(取水ゲートの操作方法)</p> <p>第 21 条 取水ゲートは、河川環境の保全に配慮し、別に定める方法により操作するものとする。</p> <p>ただし、水象、気象その他の状況により特に必要があると認められるときは、この限りではない。</p>	<p>(選択取水設備の操作方法)</p> <p>第 24 条 選択取水設備は、河川環境の保全に配慮し、操作するものとする。ただし、水象、気象その他の状況により特に必要があると認められるときは、この限りではない。</p>	<p>(選択取水設備の操作方法)</p> <p>第 24 条 選択取水設備は、河川環境の保全に配慮し、操作するものとする。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認められるときは、この限りではない。</p>	
<p>(河川環境の保全のための操作)</p> <p>第 22 条 <u>所長は、規則第 8 条のただし書き、規則第 16 条第 2 項及び規則第 19 条第 3 号の規定を適用して、河川環境の保全のための操作を行う場合には、あらかじめ局長の承認を受けて、保全する河川環境の内容、規則第 19 条第 1 項第 3 号及び規則第 19 条第 1 項第 4 号に規定するダムからの放流に関する方法を定め、これにより操作しなければならない。</u></p>			

表 鹿野川ダム操作細則 対比表 【激特事業完了後】(15/21)

操作細則

操作細則記載例 H13 (ダムの管理例規集 R3)	鹿野川ダム操作細則 (R5.2)	鹿野川ダム操作細則(案)(激特事業完了後)	摘要
	<p>(水車案内羽根の操作方法)</p> <p>第 25 条 水車案内羽根は、規則第 6 条、規則第 7 条、規則第 8 条、規則第 16 条、規則第 17 条、規則第 18 条、規則第 19 条、規則第 22 条第 1 項の各号、規則第 25 条の規定によるダムからの放流を行うとき、毎秒 24 立方メートルを限度として放流する操作を行うものとする。</p>	<p>(水車案内羽根の操作方法)</p> <p>第 25 条 水車案内羽根は、規則第 6 条、規則第 7 条、規則第 8 条、規則第 16 条、規則第 17 条、規則第 18 条、規則第 19 条、規則第 22 条第 1 項の各号、規則第 25 条の規定によるダムからの放流を行うとき、毎秒 24 立方メートルを限度として放流する操作を行うものとする。</p>	<p>[規則第 6 条：平常時最高貯水位]</p> <p>[規則第 7 条：洪水時最高水位]</p> <p>[規則第 8 条：洪水貯留準備水位]</p> <p>[規則第 16 条：予備放流]</p> <p>[規則第 17 条：洪水調節]</p> <p>[規則第 18 条：洪水調節等の後における水位の低下]</p> <p>[規則第 19 条：洪水に達しない流水の調節]</p> <p>[規則第 22 条：貯留された流水を放流することができる場合]</p> <p>[規則第 25 条：流水の正常な機能の維持のための放流]</p>

表 鹿野川ダム操作細則 対比表 【激特事業完了後】(16/21)

操作細則

操作細則記載例 H13 (ダムの管理例規集 R3)	鹿野川ダム操作細則 (R5.2)	鹿野川ダム操作細則(案)(激特事業完了後)	摘要
<p>第4章 点検、整備等</p>	<p>第4章 点検、整備等</p>	<p>第4章 点検、整備等</p>	
<p>(計測、点検及び整備) 第23条 規則第27条第2項に規定する計測は、別に定める調査測定基準により、点検及び整備は、別に定める点検整備基準により行うものとする。 2 所長は、ダム地点に設置した地震計により観測された加速度が25ガルを超えたとき、又は〇〇地方気象台により発表された気象庁震度階が4以上の地震が発生したときは、別に定めるところにより臨時の点検を行わなければならない。</p>	<p>(計測、点検及び整備) 第26条 規則第29条第2項に規定する計測は、別に定める調査測定基準により、点検及び整備は、別に定める点検整備基準により行うものとする。 2 所長は、ダム堤体底部に設置した地震計により観測された加速度が25ガルもしくは震度4を超えたとき、又は松山地方気象台により発表された気象庁震度階が大洲市肱川町もしくは西予市野村町において4以上の地震が発生したときは、別に定めるところにより臨時の点検を行わなければならない。</p>	<p>(計測、点検及び整備) 第26条 規則第29条第2項に規定する計測は、別に定める調査測定基準により、点検及び整備は、別に定める点検整備基準により行うものとする。 2 所長は、ダム堤体底部に設置した地震計により観測された加速度が25ガルもしくは震度4を超えたとき、又は松山地方気象台により発表された気象庁震度階が大洲市肱川町もしくは西予市野村町において4以上の地震が発生したときは、別に定めるところにより臨時の点検を行わなければならない。</p>	<p>計測、点検、観測方法は別途に定める。 [規則第29条：計測、点検及び整備]</p>
<p>(観測) 第24条 規則第28条に規定する観測は、第23条に定める調査測定基準により行うものとする。</p>	<p>(観測) 第27条 規則第30条に規定する観測は、前条第1項に定める調査測定基準により行うものとする。</p>	<p>(観測) 第27条 規則第30条に規定する観測は、前条第1項に定める調査測定基準により行うものとする。</p>	<p>観測方法は別途に定める。 観測に関しては、河川法第45条(水位流量等の観測)で規定されている。 [規則第30条：観測]</p>
<p>(ゲート等の操作の記録) 第25条 規則第29条に規定するゲート等を操作したときに記録すべき事項は、次の各号に掲げる事項とする。 一 気象及び水象の状況 二 ゲート等の操作の事由、操作したゲート等の名称、ゲート等の操作を開始及び終了した時刻、ゲート等の開度、ゲート等の操作による放流量並びに水位の変動。 三 ダムからの放流に伴う一般に周知させるための措置及び関係機関への通知に関する事項。 四 その他、特記すべき事項。 2 規則第29条に規定する記録は、前項各号に定めるもののほか、第23条に規定する計測、点検及び整備を行った結果及び第24条の規定により観測した結果について行うものとする。</p>	<p>(ゲート等の操作の記録) 第28条 規則第31条に規定するゲート等を操作したときに記録すべき事項は、次の各号に掲げる事項とする。 一 気象及び水象の状況。 二 ゲート等の操作の事由、操作したゲート等の名称、ゲート等の操作を開始及び終了した時刻、ゲート等の開度、ゲート等の操作による放流量並びに水位の変動。 三 ダムからの放流に伴う一般に周知させるための措置及び関係機関への通知に関する事項。 四 その他、特記すべき事項。 2 規則第31条に規定する記録は、前項各号に定めるもののほか、第26条に規定する計測、点検及び整備を行った結果及び前条の規定により観測した結果について行うものとする。</p>	<p>(ゲート等の操作の記録) 第28条 規則第31条に規定するゲート等を操作したときに記録すべき事項は、次の各号に掲げる事項とする。 一 気象及び水象の状況。 二 ゲート等の操作の事由、操作したゲート等の名称、ゲート等の操作を開始及び終了した時刻、ゲート等の開度、ゲート等の操作による放流量並びに水位の変動。 三 ダムからの放流に伴う一般に周知させるための措置及び関係機関への通知に関する事項。 四 その他、特記すべき事項。 2 規則第31条に規定する記録は、前項各号に定めるもののほか、第26条に規定する計測、点検及び整備を行った結果及び前条の規定により観測した結果について行うものとする。</p>	<p>記録に関しては、河川法第49条(記録の作成等)で規定されている。 [規則第31条：記録] [細則第26条：計測、点検及び整備]</p>

表 鹿野川ダム操作細則 対比表 【激特事業完了後】(17/21)

操作細則

操作細則記載例 H13 (ダムの管理例規集 R3)	鹿野川ダム操作細則 (R5. 2)	鹿野川ダム操作細則(案)(激特事業完了後)	摘要
<p>(報告事項)</p> <p>第 26 条 所長は、次の各号に掲げる場合においては、すみやかにその状況を局長に報告しなければならない。</p> <p>一 規則第 13 条の規定により洪水警戒体制を執ったとき及び規則第 18 条の規定によりこれを解除したとき。</p> <p>二 規則第 15 条の規定により洪水調節を行ったとき。</p> <p>三 ダム本体、付属設備、貯水池及び貯水池の上下流に異常を認めたととき。</p> <p>四 第 23 条第 2 項による地震が発生したとき及び臨時の点検を行ったとき。</p> <p>五 貯水池において水質事故が発生したとき。</p> <p>六 その他、必要と認めるとき。</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第 29 条 所長は、次の各号に掲げる場合においては、速やかにその状況を局長に報告しなければならない。</p> <p>一 規則第 14 条の規定により洪水警戒体制をとったとき及び規則第 20 条の規定によりこれを解除したとき。</p> <p>二 規則第 16 条の規定により予備放流を行ったとき。</p> <p>三 規則第 17 条の規定により洪水調節を行ったとき。</p> <p>四 ダム本体、付属設備、貯水池及び貯水池の上下流に異常を認めたととき。</p> <p>五 第 26 条第 2 項による地震が発生したとき及び臨時の点検を行ったとき。</p> <p>六 貯水池において水質事故が発生したとき。</p> <p>七 その他、必要と認めるとき。</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第 29 条 所長は、次の各号に掲げる場合においては、速やかにその状況を局長に報告しなければならない。</p> <p>一 規則第 14 条の規定により洪水警戒体制をとったとき及び規則第 20 条の規定によりこれを解除したとき。</p> <p>二 規則第 16 条の規定により予備放流を行ったとき。</p> <p>三 規則第 17 条の規定により洪水調節を行ったとき。</p> <p>四 ダム本体、付属設備、貯水池及び貯水池の上下流に異常を認めたととき。</p> <p>五 第 26 条第 2 項による地震が発生したとき及び臨時の点検を行ったとき。</p> <p>六 貯水池において水質事故が発生したとき。</p> <p>七 その他、必要と認めるとき。</p>	<p>[規則第 14 条:洪水警戒体制]</p> <p>[規則第 16 条:予備放流]</p> <p>[規則第 17 条:洪水調節]</p> <p>[規則第 20 条:洪水警戒体制の解除]</p> <p>[細則第 27 条:計測、点検及び整備]</p>
<p>(管理年報の作成)</p> <p>第 27 条 所長は、別に定めるところによりダム管理年報を作成しなければならない。</p>	<p>(管理年報の作成)</p> <p>第 30 条 所長は、別に定めるところによりダム管理年報を作成しなければならない。</p>	<p>(管理年報の作成)</p> <p>第 30 条 所長は、別に定めるところによりダム管理年報を作成しなければならない。</p>	<p>ダム管理年報の作成方法は、「国土交通省所管の多目的ダムに係わるダム管理年報の作成要領 について H14. 2. 19 河川局河川環境課長通達」に基づく。</p>
<p>(検査)</p> <p>第 28 条 <u>所長は、別に定めるところにより必要に応じてダム本体、貯水池及びダムに係る施設等の検査を実施するものとする。</u></p>	<p>(検査)</p> <p>第 31 条 所長は、別に定めるところにより必要に応じてダム本体、貯水池及びダムに係る施設等の検査を実施するものとする。</p>	<p>(検査)</p> <p>第 31 条 所長は、別に定めるところにより必要に応じてダム本体、貯水池及びダムに係る施設等の検査を実施するものとする。</p>	<p>ダム定期検査の実施方法は、「ダム検査規定 S43. 2. 17 建設省訓令」「ダム定期検査規定における定期検査の実施について H14. 2. 18 国河環第 104 号」に基づく。</p>

表 鹿野川ダム操作細則 対比表 【激特事業完了後】(18/21)

操作細則

操作細則記載例 H13 (ダムの管理例規集 R3)	鹿野川ダム操作細則 (R5.2)	鹿野川ダム操作細則(案)(激特事業完了後)	摘要
<p>第5章 雑則</p>	<p>第5章 雑則</p>	<p>第5章 雑則</p>	
<p>(雑則) 第29条 規則及びこの細則に定めるもののほか、規則及びこの細則の実施のため必要な手続きその他の要領は所長が定めることができる。 <u>2 局長は細則を変更した場合は、ダム使用权者(又は他の工作物の管理者)に報告しなければならない。</u></p>	<p>(雑則) 第32条 規則及びこの細則に定めるもののほか、規則及びこの細則の実施のため必要な手続きその他の要領は所長が定めることができる。</p>	<p>(雑則) 第32条 規則及びこの細則に定めるもののほか、規則及びこの細則の実施のため必要な手続きその他の要領は所長が定めることができる。</p>	
<p>附則 この細則は、平成〇年〇月〇日から適用する。</p>	<p>附則 この細則は、令和5年2月1日から適用する。</p>	<p>附則 この細則は、令和6年6月1日から適用する。</p>	

表 鹿野川ダム操作細則 対比表 【激特事業完了後】(19/21)

操作細則

操作細則記載例 H13 (ダムの管理例規集 R3)	鹿野川ダム操作細則 (R5. 2)	鹿野川ダム操作細則(案)(激特事業完了後)	摘要																																																																											
	<p>別表第1 (第4条、第9条及び第12条関係) 関係機関</p> <table border="1" data-bbox="752 371 1301 1125"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所在地</th> <th>連絡方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省 四国地方整備局</td> <td>高松市サンポート3番33号</td> <td>マイクロ</td> </tr> <tr> <td>四国地方整備局 大洲河川国道事務所</td> <td>大洲市中村 210</td> <td>マイクロ</td> </tr> <tr> <td>四国地方整備局 肱川緊急治水対策河川事務所</td> <td>大洲市中村 210</td> <td>マイクロ</td> </tr> <tr> <td>四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所</td> <td>大洲市肱川町予子林 6-4</td> <td>マイクロ</td> </tr> <tr> <td>愛媛県南予地方局 大洲土木事務所</td> <td>大洲市田口甲 425 の1</td> <td>(0893) 24-5121</td> </tr> <tr> <td>大洲市役所</td> <td>大洲市大洲 690 番地の1</td> <td>(0893) 24-2111</td> </tr> <tr> <td>大洲市役所肱川支所</td> <td>大洲市肱川町山鳥坂 74 番地</td> <td>(0893) 34-2311</td> </tr> <tr> <td>大洲市役所長浜支所</td> <td>大洲市長浜甲 480 番地の3</td> <td>(0893) 52-1111</td> </tr> <tr> <td>大洲警察署</td> <td>大洲市東大洲 1686 番地 1</td> <td>(0893) 25-1111</td> </tr> <tr> <td>西予警察署</td> <td>西予市宇和町卯之町 4 丁目 659</td> <td>(0894) 62-0110</td> </tr> <tr> <td>松山発電工水管理事務所</td> <td>松山市畑寺町 35</td> <td>(089) 975-7033</td> </tr> <tr> <td>NHK松山放送局</td> <td>松山市堀之内 5 番地</td> <td>(089) 921-1117</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	所在地	連絡方法	国土交通省 四国地方整備局	高松市サンポート3番33号	マイクロ	四国地方整備局 大洲河川国道事務所	大洲市中村 210	マイクロ	四国地方整備局 肱川緊急治水対策河川事務所	大洲市中村 210	マイクロ	四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所	大洲市肱川町予子林 6-4	マイクロ	愛媛県南予地方局 大洲土木事務所	大洲市田口甲 425 の1	(0893) 24-5121	大洲市役所	大洲市大洲 690 番地の1	(0893) 24-2111	大洲市役所肱川支所	大洲市肱川町山鳥坂 74 番地	(0893) 34-2311	大洲市役所長浜支所	大洲市長浜甲 480 番地の3	(0893) 52-1111	大洲警察署	大洲市東大洲 1686 番地 1	(0893) 25-1111	西予警察署	西予市宇和町卯之町 4 丁目 659	(0894) 62-0110	松山発電工水管理事務所	松山市畑寺町 35	(089) 975-7033	NHK松山放送局	松山市堀之内 5 番地	(089) 921-1117	<p>別表第1 (第4条、第9条及び第12条関係) 関係機関</p> <table border="1" data-bbox="1328 371 1877 1061"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所在地</th> <th>連絡方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省 四国地方整備局</td> <td>高松市サンポート3番33号</td> <td>マイクロ</td> </tr> <tr> <td>四国地方整備局 大洲河川国道事務所</td> <td>大洲市中村 210</td> <td>マイクロ</td> </tr> <tr> <td>四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所</td> <td>大洲市肱川町予子林 6-4</td> <td>マイクロ</td> </tr> <tr> <td>愛媛県南予地方局 大洲土木事務所</td> <td>大洲市田口甲 425 の1</td> <td>(0893) 24-5121</td> </tr> <tr> <td>大洲市役所</td> <td>大洲市大洲 690 番地の1</td> <td>(0893) 24-2111</td> </tr> <tr> <td>大洲市役所肱川支所</td> <td>大洲市肱川町山鳥坂 74 番地</td> <td>(0893) 34-2311</td> </tr> <tr> <td>大洲市役所長浜支所</td> <td>大洲市長浜甲 480 番地の3</td> <td>(0893) 52-1111</td> </tr> <tr> <td>大洲警察署</td> <td>大洲市東大洲 1686 番地 1</td> <td>(0893) 25-1111</td> </tr> <tr> <td>西予警察署</td> <td>西予市宇和町卯之町 4 丁目 659</td> <td>(0894) 62-0110</td> </tr> <tr> <td>松山発電工水管理事務所</td> <td>松山市畑寺町 35</td> <td>(089) 975-7033</td> </tr> <tr> <td>NHK松山放送局</td> <td>松山市堀之内 5 番地</td> <td>(089) 921-1117</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	所在地	連絡方法	国土交通省 四国地方整備局	高松市サンポート3番33号	マイクロ	四国地方整備局 大洲河川国道事務所	大洲市中村 210	マイクロ	四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所	大洲市肱川町予子林 6-4	マイクロ	愛媛県南予地方局 大洲土木事務所	大洲市田口甲 425 の1	(0893) 24-5121	大洲市役所	大洲市大洲 690 番地の1	(0893) 24-2111	大洲市役所肱川支所	大洲市肱川町山鳥坂 74 番地	(0893) 34-2311	大洲市役所長浜支所	大洲市長浜甲 480 番地の3	(0893) 52-1111	大洲警察署	大洲市東大洲 1686 番地 1	(0893) 25-1111	西予警察署	西予市宇和町卯之町 4 丁目 659	(0894) 62-0110	松山発電工水管理事務所	松山市畑寺町 35	(089) 975-7033	NHK松山放送局	松山市堀之内 5 番地	(089) 921-1117	<p>[細則第4条：洪水警戒体制時における関係機関への連絡] [細則第9条：洪水警戒体制の解除] [細則第12条：放流に関する通知等を行う範囲]</p>
機関名	所在地	連絡方法																																																																												
国土交通省 四国地方整備局	高松市サンポート3番33号	マイクロ																																																																												
四国地方整備局 大洲河川国道事務所	大洲市中村 210	マイクロ																																																																												
四国地方整備局 肱川緊急治水対策河川事務所	大洲市中村 210	マイクロ																																																																												
四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所	大洲市肱川町予子林 6-4	マイクロ																																																																												
愛媛県南予地方局 大洲土木事務所	大洲市田口甲 425 の1	(0893) 24-5121																																																																												
大洲市役所	大洲市大洲 690 番地の1	(0893) 24-2111																																																																												
大洲市役所肱川支所	大洲市肱川町山鳥坂 74 番地	(0893) 34-2311																																																																												
大洲市役所長浜支所	大洲市長浜甲 480 番地の3	(0893) 52-1111																																																																												
大洲警察署	大洲市東大洲 1686 番地 1	(0893) 25-1111																																																																												
西予警察署	西予市宇和町卯之町 4 丁目 659	(0894) 62-0110																																																																												
松山発電工水管理事務所	松山市畑寺町 35	(089) 975-7033																																																																												
NHK松山放送局	松山市堀之内 5 番地	(089) 921-1117																																																																												
機関名	所在地	連絡方法																																																																												
国土交通省 四国地方整備局	高松市サンポート3番33号	マイクロ																																																																												
四国地方整備局 大洲河川国道事務所	大洲市中村 210	マイクロ																																																																												
四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所	大洲市肱川町予子林 6-4	マイクロ																																																																												
愛媛県南予地方局 大洲土木事務所	大洲市田口甲 425 の1	(0893) 24-5121																																																																												
大洲市役所	大洲市大洲 690 番地の1	(0893) 24-2111																																																																												
大洲市役所肱川支所	大洲市肱川町山鳥坂 74 番地	(0893) 34-2311																																																																												
大洲市役所長浜支所	大洲市長浜甲 480 番地の3	(0893) 52-1111																																																																												
大洲警察署	大洲市東大洲 1686 番地 1	(0893) 25-1111																																																																												
西予警察署	西予市宇和町卯之町 4 丁目 659	(0894) 62-0110																																																																												
松山発電工水管理事務所	松山市畑寺町 35	(089) 975-7033																																																																												
NHK松山放送局	松山市堀之内 5 番地	(089) 921-1117																																																																												

表 鹿野川ダム操作細則 対比表 【激特事業完了後】(20/21)

操作細則

操作細則記載例 H13 (ダムの管理例規集 R3)	鹿野川ダム操作細則 (R5.2)	鹿野川ダム操作細則(案)(激特事業完了後)	摘要																																																																																																																																																																								
	<p>別表2 (第13条関係) 警報所等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>サイレン・スピーカー等の別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 鹿野川ダム管理支所</td><td>大洲市肱川町山鳥坂</td><td>サイレン・スピーカー</td></tr> <tr><td>2 樋ノ口</td><td>大洲市肱川町宇和川</td><td>スピーカー・情報表示板</td></tr> <tr><td>3 高砂</td><td>大洲市肱川町宇和川</td><td>スピーカー</td></tr> <tr><td>4 赤岩</td><td>大洲市肱川町</td><td>サイレン・スピーカー・情報表示板</td></tr> <tr><td>5 鳥首</td><td>大洲市肱川町</td><td>スピーカー</td></tr> <tr><td>6 大川</td><td>大洲市森山</td><td>サイレン・スピーカー</td></tr> <tr><td>7 譲葉</td><td>大洲市菅田町</td><td>スピーカー</td></tr> <tr><td>8 成見</td><td>大洲市菅田町</td><td>サイレン・スピーカー</td></tr> <tr><td>9 阿部</td><td>大洲市菅田町</td><td>スピーカー</td></tr> <tr><td>10 土手外</td><td>大洲市菅田町</td><td>サイレン・スピーカー</td></tr> <tr><td>11 上本郷</td><td>大洲市菅田町</td><td>サイレン・スピーカー</td></tr> <tr><td>12 大竹</td><td>大洲市菅田町</td><td>サイレン・スピーカー</td></tr> <tr><td>13 西</td><td>大洲市菅田町</td><td>サイレン・スピーカー</td></tr> <tr><td>14 柚木</td><td>大洲市大洲</td><td>スピーカー</td></tr> <tr><td>15 ヒガシ畦</td><td>大洲市中村</td><td>サイレン・スピーカー・情報表示板</td></tr> <tr><td>16 河原</td><td>大洲市中村</td><td>スピーカー</td></tr> <tr><td>17 若宮</td><td>大洲市若宮</td><td>サイレン・スピーカー</td></tr> <tr><td>18 五郎</td><td>大洲市五郎</td><td>サイレン・スピーカー</td></tr> <tr><td>19 大谷</td><td>大洲市新谷</td><td>スピーカー</td></tr> <tr><td>20 三善</td><td>大洲市春賀</td><td>サイレン・スピーカー</td></tr> <tr><td>21 八多喜</td><td>大洲市八多喜町</td><td>サイレン・スピーカー</td></tr> <tr><td>22 米津</td><td>大洲市米津</td><td>スピーカー</td></tr> <tr><td>23 白滝</td><td>大洲市柴</td><td>サイレン・スピーカー</td></tr> <tr><td>24 柴</td><td>大洲市柴</td><td>サイレン・スピーカー</td></tr> <tr><td>25 柚木</td><td>大洲市柚木</td><td>情報表示板</td></tr> <tr><td>26 上老松</td><td>大洲市長浜町上老松</td><td>サイレン・スピーカー</td></tr> <tr><td>27 長浜</td><td>大洲市長浜町長浜</td><td>サイレン・スピーカー</td></tr> </tbody> </table>	名称	所在地	サイレン・スピーカー等の別	1 鹿野川ダム管理支所	大洲市肱川町山鳥坂	サイレン・スピーカー	2 樋ノ口	大洲市肱川町宇和川	スピーカー・情報表示板	3 高砂	大洲市肱川町宇和川	スピーカー	4 赤岩	大洲市肱川町	サイレン・スピーカー・情報表示板	5 鳥首	大洲市肱川町	スピーカー	6 大川	大洲市森山	サイレン・スピーカー	7 譲葉	大洲市菅田町	スピーカー	8 成見	大洲市菅田町	サイレン・スピーカー	9 阿部	大洲市菅田町	スピーカー	10 土手外	大洲市菅田町	サイレン・スピーカー	11 上本郷	大洲市菅田町	サイレン・スピーカー	12 大竹	大洲市菅田町	サイレン・スピーカー	13 西	大洲市菅田町	サイレン・スピーカー	14 柚木	大洲市大洲	スピーカー	15 ヒガシ畦	大洲市中村	サイレン・スピーカー・情報表示板	16 河原	大洲市中村	スピーカー	17 若宮	大洲市若宮	サイレン・スピーカー	18 五郎	大洲市五郎	サイレン・スピーカー	19 大谷	大洲市新谷	スピーカー	20 三善	大洲市春賀	サイレン・スピーカー	21 八多喜	大洲市八多喜町	サイレン・スピーカー	22 米津	大洲市米津	スピーカー	23 白滝	大洲市柴	サイレン・スピーカー	24 柴	大洲市柴	サイレン・スピーカー	25 柚木	大洲市柚木	情報表示板	26 上老松	大洲市長浜町上老松	サイレン・スピーカー	27 長浜	大洲市長浜町長浜	サイレン・スピーカー	<p>別表2 (第13条関係) 警報所等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>サイレン・スピーカー等の別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 鹿野川ダム管理支所</td><td>大洲市肱川町山鳥坂</td><td>サイレン・スピーカー</td></tr> <tr><td>2 樋ノ口</td><td>大洲市肱川町宇和川</td><td>スピーカー・情報表示板</td></tr> <tr><td>3 高砂</td><td>大洲市肱川町宇和川</td><td>スピーカー</td></tr> <tr><td>4 赤岩</td><td>大洲市肱川町</td><td>サイレン・スピーカー・情報表示板</td></tr> <tr><td>5 鳥首</td><td>大洲市肱川町</td><td>スピーカー</td></tr> <tr><td>6 大川</td><td>大洲市森山</td><td>サイレン・スピーカー</td></tr> <tr><td>7 譲葉</td><td>大洲市菅田町</td><td>スピーカー</td></tr> <tr><td>8 成見</td><td>大洲市菅田町</td><td>サイレン・スピーカー</td></tr> <tr><td>9 阿部</td><td>大洲市菅田町</td><td>スピーカー</td></tr> <tr><td>10 土手外</td><td>大洲市菅田町</td><td>サイレン・スピーカー</td></tr> <tr><td>11 上本郷</td><td>大洲市菅田町</td><td>サイレン・スピーカー</td></tr> <tr><td>12 大竹</td><td>大洲市菅田町</td><td>サイレン・スピーカー</td></tr> <tr><td>13 西</td><td>大洲市菅田町</td><td>サイレン・スピーカー</td></tr> <tr><td>14 柚木</td><td>大洲市大洲</td><td>スピーカー</td></tr> <tr><td>15 柚木</td><td>大洲市柚木</td><td>情報表示板</td></tr> <tr><td>16 ヒガシ畦</td><td>大洲市中村</td><td>サイレン・スピーカー・情報表示板</td></tr> <tr><td>17 河原</td><td>大洲市中村</td><td>スピーカー</td></tr> <tr><td>18 若宮</td><td>大洲市若宮</td><td>サイレン・スピーカー</td></tr> <tr><td>19 五郎</td><td>大洲市五郎</td><td>サイレン・スピーカー</td></tr> <tr><td>20 大谷</td><td>大洲市新谷</td><td>スピーカー</td></tr> <tr><td>21 三善</td><td>大洲市春賀</td><td>サイレン・スピーカー</td></tr> <tr><td>22 八多喜</td><td>大洲市八多喜町</td><td>サイレン・スピーカー</td></tr> <tr><td>23 米津</td><td>大洲市米津</td><td>スピーカー</td></tr> <tr><td>24 白滝</td><td>大洲市柴</td><td>サイレン・スピーカー</td></tr> <tr><td>25 柴</td><td>大洲市柴</td><td>サイレン・スピーカー</td></tr> <tr><td>26 上老松</td><td>大洲市長浜町上老松</td><td>サイレン・スピーカー</td></tr> <tr><td>27 長浜</td><td>大洲市長浜町長浜</td><td>サイレン・スピーカー</td></tr> </tbody> </table>	名称	所在地	サイレン・スピーカー等の別	1 鹿野川ダム管理支所	大洲市肱川町山鳥坂	サイレン・スピーカー	2 樋ノ口	大洲市肱川町宇和川	スピーカー・情報表示板	3 高砂	大洲市肱川町宇和川	スピーカー	4 赤岩	大洲市肱川町	サイレン・スピーカー・情報表示板	5 鳥首	大洲市肱川町	スピーカー	6 大川	大洲市森山	サイレン・スピーカー	7 譲葉	大洲市菅田町	スピーカー	8 成見	大洲市菅田町	サイレン・スピーカー	9 阿部	大洲市菅田町	スピーカー	10 土手外	大洲市菅田町	サイレン・スピーカー	11 上本郷	大洲市菅田町	サイレン・スピーカー	12 大竹	大洲市菅田町	サイレン・スピーカー	13 西	大洲市菅田町	サイレン・スピーカー	14 柚木	大洲市大洲	スピーカー	15 柚木	大洲市柚木	情報表示板	16 ヒガシ畦	大洲市中村	サイレン・スピーカー・情報表示板	17 河原	大洲市中村	スピーカー	18 若宮	大洲市若宮	サイレン・スピーカー	19 五郎	大洲市五郎	サイレン・スピーカー	20 大谷	大洲市新谷	スピーカー	21 三善	大洲市春賀	サイレン・スピーカー	22 八多喜	大洲市八多喜町	サイレン・スピーカー	23 米津	大洲市米津	スピーカー	24 白滝	大洲市柴	サイレン・スピーカー	25 柴	大洲市柴	サイレン・スピーカー	26 上老松	大洲市長浜町上老松	サイレン・スピーカー	27 長浜	大洲市長浜町長浜	サイレン・スピーカー	<p>[細則第13条:放流に関する通知等の方法]</p>
名称	所在地	サイレン・スピーカー等の別																																																																																																																																																																									
1 鹿野川ダム管理支所	大洲市肱川町山鳥坂	サイレン・スピーカー																																																																																																																																																																									
2 樋ノ口	大洲市肱川町宇和川	スピーカー・情報表示板																																																																																																																																																																									
3 高砂	大洲市肱川町宇和川	スピーカー																																																																																																																																																																									
4 赤岩	大洲市肱川町	サイレン・スピーカー・情報表示板																																																																																																																																																																									
5 鳥首	大洲市肱川町	スピーカー																																																																																																																																																																									
6 大川	大洲市森山	サイレン・スピーカー																																																																																																																																																																									
7 譲葉	大洲市菅田町	スピーカー																																																																																																																																																																									
8 成見	大洲市菅田町	サイレン・スピーカー																																																																																																																																																																									
9 阿部	大洲市菅田町	スピーカー																																																																																																																																																																									
10 土手外	大洲市菅田町	サイレン・スピーカー																																																																																																																																																																									
11 上本郷	大洲市菅田町	サイレン・スピーカー																																																																																																																																																																									
12 大竹	大洲市菅田町	サイレン・スピーカー																																																																																																																																																																									
13 西	大洲市菅田町	サイレン・スピーカー																																																																																																																																																																									
14 柚木	大洲市大洲	スピーカー																																																																																																																																																																									
15 ヒガシ畦	大洲市中村	サイレン・スピーカー・情報表示板																																																																																																																																																																									
16 河原	大洲市中村	スピーカー																																																																																																																																																																									
17 若宮	大洲市若宮	サイレン・スピーカー																																																																																																																																																																									
18 五郎	大洲市五郎	サイレン・スピーカー																																																																																																																																																																									
19 大谷	大洲市新谷	スピーカー																																																																																																																																																																									
20 三善	大洲市春賀	サイレン・スピーカー																																																																																																																																																																									
21 八多喜	大洲市八多喜町	サイレン・スピーカー																																																																																																																																																																									
22 米津	大洲市米津	スピーカー																																																																																																																																																																									
23 白滝	大洲市柴	サイレン・スピーカー																																																																																																																																																																									
24 柴	大洲市柴	サイレン・スピーカー																																																																																																																																																																									
25 柚木	大洲市柚木	情報表示板																																																																																																																																																																									
26 上老松	大洲市長浜町上老松	サイレン・スピーカー																																																																																																																																																																									
27 長浜	大洲市長浜町長浜	サイレン・スピーカー																																																																																																																																																																									
名称	所在地	サイレン・スピーカー等の別																																																																																																																																																																									
1 鹿野川ダム管理支所	大洲市肱川町山鳥坂	サイレン・スピーカー																																																																																																																																																																									
2 樋ノ口	大洲市肱川町宇和川	スピーカー・情報表示板																																																																																																																																																																									
3 高砂	大洲市肱川町宇和川	スピーカー																																																																																																																																																																									
4 赤岩	大洲市肱川町	サイレン・スピーカー・情報表示板																																																																																																																																																																									
5 鳥首	大洲市肱川町	スピーカー																																																																																																																																																																									
6 大川	大洲市森山	サイレン・スピーカー																																																																																																																																																																									
7 譲葉	大洲市菅田町	スピーカー																																																																																																																																																																									
8 成見	大洲市菅田町	サイレン・スピーカー																																																																																																																																																																									
9 阿部	大洲市菅田町	スピーカー																																																																																																																																																																									
10 土手外	大洲市菅田町	サイレン・スピーカー																																																																																																																																																																									
11 上本郷	大洲市菅田町	サイレン・スピーカー																																																																																																																																																																									
12 大竹	大洲市菅田町	サイレン・スピーカー																																																																																																																																																																									
13 西	大洲市菅田町	サイレン・スピーカー																																																																																																																																																																									
14 柚木	大洲市大洲	スピーカー																																																																																																																																																																									
15 柚木	大洲市柚木	情報表示板																																																																																																																																																																									
16 ヒガシ畦	大洲市中村	サイレン・スピーカー・情報表示板																																																																																																																																																																									
17 河原	大洲市中村	スピーカー																																																																																																																																																																									
18 若宮	大洲市若宮	サイレン・スピーカー																																																																																																																																																																									
19 五郎	大洲市五郎	サイレン・スピーカー																																																																																																																																																																									
20 大谷	大洲市新谷	スピーカー																																																																																																																																																																									
21 三善	大洲市春賀	サイレン・スピーカー																																																																																																																																																																									
22 八多喜	大洲市八多喜町	サイレン・スピーカー																																																																																																																																																																									
23 米津	大洲市米津	スピーカー																																																																																																																																																																									
24 白滝	大洲市柴	サイレン・スピーカー																																																																																																																																																																									
25 柴	大洲市柴	サイレン・スピーカー																																																																																																																																																																									
26 上老松	大洲市長浜町上老松	サイレン・スピーカー																																																																																																																																																																									
27 長浜	大洲市長浜町長浜	サイレン・スピーカー																																																																																																																																																																									

表 鹿野川ダム操作細則 対比表 【激特事業完了後】 (21/21)

操作細則

操作細則記載例 H13 (ダムの管理例規集 R3)	鹿野川ダム操作細則 (R5.2)	鹿野川ダム操作細則(案) (激特事業完了後)	摘要
		<p>別図 (第8条関係)</p>	<p>[規則第17条:洪水調節] [細則第8条:放流の原則]</p>